

役員等報酬規程

社会福祉法人 治生会

社会福祉法人 治生会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 治生会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、理事及び監事、評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が理事会等の会議に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員等の旅費)

第3条 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費に関する規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等へ報酬を支払う場合は、通貨をもって本人に支給する。

(給与の控除)

第6条 次に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 源泉所得税

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この定款は、平成31年 5月 1日から施行する。

別表 1

役職名	報酬額（1回）
理事	15,000 円
監事	15,000 円
評議員	15,000 円